

《総論》

【登記の申請関連】

(1)

取締役を辞任したが、法令又は定款に定める員数を欠いていないにもかかわらず、会社が退任による変更の登記をしないときは、辞任した取締役は、当該登記を命ずる確定判決を得て、自ら退任による変更の登記を申請することができる。

取締役が辞任によって退任したにもかかわらず、会社がその旨の登記をしない場合において、

辞任した取締役は、会社を被告として辞任の登記をすべき旨の訴えを提起し、その勝訴判決が確定したとき

当該取締役は、その判決に基づいて辞任による退任の登記を申請することができる。

(2)

株式会社A社が新設分割により、株式会社B社を設立するときは、B社の代表取締役となるべき者は、B社の新設分割による設立の登記の申請をすることができるが、A社の新設分割による変更の登記は申請することができない。

新設分割による設立登記の申請人は設立会社。

設立会社の代表取締役となるべき者が申請する。

分割会社の変更登記の申請人は分割会社。

分割会社の代表取締役が申請する。

(3)

株式会社A社が株式移転により株式会社B社を設立するとき、A社の代表取締役は、B社

の株式移転による設立の登記を申請することはできない。

「株式移転による設立登記の申請人」

設立する完全親会社である株式会社B社の代表取締役となるべき者。

(4)

株式会社の登記の申請書に添付すべき催告をしたことを証する書面に関して、新設合併による設立の登記を申請する場合において、会社が知っている債権者との間でその債権の存否について係争中であるときは、訴訟が係属中である旨の証明書を添付したとしても、当該債権者に対して催告をしたことを証する書面の添付は必要である。

新設合併をする株式会社は、合併に異議があった場合

1 か月を下らない一定の期間内にこれを述べるべき旨等を官報に公告し、かつ、知っている債権者に対しては各別にこれを催告しなければならない。

債権の存在を争っている債権者にも催告をしなければならないため、当該債権者に対して催告をしたことを証する書面の添付が必要となる。

(5)

株式会社の登記の申請書に添付すべき催告をしたことを証する書面に関して、新設分割による設立の登記を申請する場合において、新設分割株式会社が分割によって得た対価としての新設分割設立株式会社の株式を剰余金の配当又は全部取得条項付種類株式の取得の手続によりその株主に分配しない場合、分割計画書に新設分割設立株式会社が承継する債務が一切ない旨の記載があれば、知っている債権者に対して催告をしたことを証する書面の添付を要しない。

分割によって新設分割株式会社が得た対価としての新設分割設立株式会社の株式を、剰余金の配当又は全部取得条項付種類株式の取得の手続により、新設分割株式会社の株主に分配する場合

新設分割株式会社の債権者は、異議を述べることができるため、公告、催告等の手続が必要。

新設分割設立株式会社の株式を新設分割株式会社の株主に分配しない場合

当該債権者は分割による不利益を生じないため、新設分割株式会社に対して異議を述べることはできない。

(6)

株式会社の登記の申請書に添付すべき催告をしたことを証する書面に関して、合併による変更の登記を申請する場合において、知れている債権者の有する債権が数額の不明な非金銭債権のあるときは、非金銭債権のある旨の証明書を添付したとしても、当該債権者に対して催告をしたことを証する書面の添付を要しないわけではない。

「知れている債権者」……その債権者の有する債権が金銭債権のように数額の知れている者である必要はなく、非金銭債権であっても知れている債権者に当たる。

当該債権者に対して催告をしたことを証する書面の添付を要する。

(7)

株式会社の登記の申請書に添付すべき催告をしたことを証する書面に関して、吸収分割承継株式会社が吸収分割による変更の登記を申請する場合においては、吸収分割株式会社がその公告の方法として定款で定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に会社の債権者に対する異議申述の公告を掲載した当該日刊新聞紙を添付しただけでは、知れている債権者に対して催告をしたことを証する書面の添付を要しないとはいえない。

吸収分割において、各会社は債権者に対し、分割に異議があった場合

一定の期間内にこれを述べるべき旨を官報をもって公告し、かつ、知れている債権者への各別の催告をする必要がある。

ただし

各会社において「官報による公告」のほか「公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告をしたとき」

- ・吸収分割承継株式会社においては、各別の催告を要しない。
- ・吸収分割株式会社においては、「不法行為によって生じた吸収分割株式会社の債務の債権者」に対するものを除いて、各別の催告を要しない。

(8)

株式会社の登記の申請書に添付すべき催告をしたことを証する書面に関して、資本金の額の減少による変更の登記を申請する場合において、会社に知れている債権者が一人も存在しないときは、知れている債権者が存在しない旨の証明書を添付すれば、知れている債権者に対して催告をしたことを証する書面の添付を要しない。

株式会社の債権者が資本金の額の減少について異議を述べるができる場合には、必ず債権者保護手続をしなければならない。

しかし

会社に知れている債権者が一人も存在しないときは、知れている債権者に対して催告をする必要がない。

ただし

知れている債権者が存在しない旨の証明書を添付しなければならない。

知れている債権者が存在する場合

官報のほか、定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告により公告することで、知れている債権者への各別の催告を省略できる。

(9)

株主総会の決議により解散し、かつ、清算人が選任された清算人会設置会社でない株式会社が解散及び清算人の登記を申請する場合においては、当該株式会社が特例有限会社であるときを除き、当該登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

株式会社における最初の清算人の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

「特例有限会社」の場合

清算が開始した場合における清算人の登記の申請書には、当該清算人が株主総会又は裁判所に選任された者である場合は定款の添付を要しない。

(10)

定款により取締役の任期を選任後 5 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時株主総会終結の時までと定めている株式会社が、取締役の任期満了による退任の登記を申請する場合には、当該登記の申請書には、取締役改選の際の定時株主総会の議事録に当該取締役が任期満了である旨の記載がされているときは、定款を添付することを要しない。

取締役の任期が定時株主総会で終結をもって満了する旨の定款の定めがある株式会社において、
役員改選の際の定時株主総会議事録に任期満了の旨の記載があるとき

退任を証する書面として任期の記載のある定款を添付することを要しない。

(11)

公開会社でない取締役会設置会社が定款の定めに従い取締役会の決議により募集事項及び株主に株式の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合において、募集株式の発行による変更の登記を申請するときは、当該登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

公開会社でない株式会社が株主割当により募集株式を発行する場合に、
募集事項及び株主割当による旨を取締役会の決議によって定めるとき

取締役会の決議によって定めることができる旨の定款の定めがなければならない。

定款の定めがなければ登記すべき事項につき無効又は取消しの原因が存することとなる申請

申請書に、定款を添付しなければならない。

(12)

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす旨の定款の定めがある取締役会設置会社において、支店設置について取締役会の決議があったものとみなされる場合における当該支店設置の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、

当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときに、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすには、その旨の定めが定款になければならない。

支店設置について取締役会の決議があったものとみなされる場合における当該支店設置の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

(13)

取締役会設置会社でない株式会社が株主総会の決議により当該会社の取締役の中から代表取締役を選定した場合において、代表取締役の就任による変更の登記を申請するときは、当該登記の申請書には、定款ではなく、株主総会議事録を添付しなければならない。

取締役会設置会社でない株式会社において、株主総会の決議により取締役の中から代表取締役を選定した場合

代表取締役の変更登記の申請書には、株主総会議事録を添付しなければならない。

(14)

会社について会社更生法による更生手続が開始された場合には、管財人は登記所に印鑑を提出して印鑑証明書の交付を受けることができるが、当該会社の代表取締役も、会社更生法による更生手続開始決定の登記がある旨の付記がされた上で、印鑑証明書の交付を受けることができる。

会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利は、管財人の専属。

会社について会社更生法による更生手続が開始された場合には管財人は登記所に印鑑を提出し、印鑑証明書の交付を受けることができる。

会社更生法による更生手続開始決定の登記がある旨の付記がされた上で、代表取締役も印鑑証明書の交付を受けることができる。

(15)

会社について破産手続開始の決定があった場合には、破産管財人は登記所に印鑑を提出し

て印鑑証明書の交付を受けることができるが、当該会社の破産手続開始の決定を受けた当時の代表取締役は登記所に印鑑を提出していても印鑑証明書の交付を受けることができない。

破産管財人は登記所に印鑑を提出して印鑑証明書の交付を受けることができる。

取締役は会社が破産手続開始の決定を受けたことにより、当然地位を失い代表取締役の資格も失われる。

破産手続開始の決定を受けた会社の破産手続開始決定当時の代表者は登記所に印鑑を提出していても印鑑証明書の交付を受けることはできない。

(16)

代表取締役の職務執行が停止され職務代行者が選任されている場合には、職務代行者は登記所に印鑑を提出して印鑑証明書の交付を受けることができるが、当該代表取締役は登記所に印鑑を提出していても、印鑑証明書の交付を受けることができない。

職務執行を停止された旨の登記がされている会社の代表取締役は、代表権を有しない。

印鑑証明書の交付を受けることはできない。

その代表取締役の職務代行者は、印鑑証明書の交付を受けることができる。

(17)

任期が満了した後に退任の登記が未了である代表取締役は登記所に印鑑を提出していれば印鑑証明書の交付を受けることができるが、登記簿上存続期間が満了している会社の代表取締役は登記所に印鑑を提出していても、印鑑証明書の交付を受けることができない。

登記簿上存続期間が満了している会社においては、代表取締役はその地位を失っているため代表権を有しない。

印鑑証明書の交付を受けることはできない。

任期が満了した代表取締役であっても、なお登記簿上に代表取締役として登記されている限りは印鑑証明書の交付を受けることができる。

(18)

印鑑の提出者に関し、支配人は登記の申請書に押印すべき者ではないが、登記所に印鑑を提出することができ、会社の代表者が印鑑を提出することはできない。

登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめその印鑑を登記所に提出する必要がある。

支配人は登記の申請書に押印すべき者ではないが、登記所に印鑑を提出することができる。

(19)

民事再生法による管財人又は保全管理人が法人である場合には、その職務を行うべき者として指名された者は、印鑑を提出して、その印鑑の証明書の交付を請求することができる。

民事再生法による管財人又は保全管理人が法人であるときには、職務を行うべき者として指名された者は、印鑑を登記所に提出することができる。

手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することができる。

(20)

印鑑の提出者は、印鑑の廃止の届出書に当該印鑑を押すことができない場合には、市区町村長の作成した印鑑証明書を添付して、その廃止の届出をすることができる。

印鑑を登記所に提出した者は、一定の事項を記載し、登記所に提出された印鑑を押印した書面を提出するか、あるいは印鑑カードを提示して、印鑑の廃止の届出をすることができる。

印鑑の廃止届書に届出印の押印又は印鑑カードの提示のいずれもできないとき

登記所に提出した印鑑を押すことができない事由（印鑑の紛失等）を記載し、市区町村長作成の印鑑証明書を添付して印鑑の廃止の届出をすることができる。

(21)

電子認証の事務を取り扱う管轄登記所に印鑑を提出した株式会社の代表取締役は、商号、本店、資格、氏名、公開かぎの値及び電子証明書の証明期間を表した電子証明書の発行を請求することができる。

登記所に印鑑を提出している者は、原則として、管轄登記所を経由して、電子認証登記所に電子証明書の発行の請求をすることができる。

電子証明書には会社の商号、本店、資格、氏名、公開かぎの値及び電子証明書の証明期間等が表されている。

(22)

会社の支店の所在地を管轄する登記所に対しては印鑑を提出する必要はないが、会社の支店の所在地においてする登記の申請書にはその代表者が押印しなければならない。

登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめその印鑑を登記所に提出しなければならない。

しかし

支店所在地を管轄する登記所については印鑑を提出する必要はない。

会社代表者が登記の申請をする場合には、申請先が支店を管轄する登記所であっても、記名押印をしなければならない。

(23)

商人の支配人が印鑑を登記所に提出する場合には、印鑑届書に当該支配人の印鑑につき登記所の作成した証明書で作成後3月以内のものを添付しなければならない。

商人の支配人が印鑑を登記所に提出する場合

商人が支配人の印鑑に相違ないことを保証した書面及び当該書面の印鑑につき登記所の作成した証明書で作成後3か月以内のものを添付しなければならない。

(24)

インターネットを利用した登記の申請により会社の設立の登記を申請する場合には、送信された電子署名及び電子証明書により会社を代表すべき者の本人確認が可能であっても、あらかじめその者の印鑑を登記所に提出しなければならない。

登記の申請書に押印すべき者は、インターネットを利用して申請手続をする場合であっても、あらかじめその印鑑を登記所に提出しなければならない。

(25)

代表取締役が数人いる株式会社について、これらの代表取締役が同一の印鑑を登記所に提出することはできない。

同一の会社に代表者が数人いる場合には、数人の代表者が同一の印鑑を提出することはできない。

(26)

民事再生法の規定による管財人が法人である場合には、当該法人は役員又は職員の中から管財人の職務を行うべき者を指名しなければならず、その場合には、指名された者は、印鑑を登記所に提出することができる。

民事再生法の規定による管財人が法人である場合、当該法人は役員又は職員の中から管財人の職務を行うべき者を指名しなければならない。

その職務を行う者として指定された者が印鑑を提出する。

(27)

株式会社の代表取締役が退任し、新たな代表取締役が就任した場合において、退任した代表取締役が登記所に提出した印鑑と同一の印鑑を新たな代表取締役が用いる時でも、当該印鑑を明らかにした書面の提出を省略することができない。